

第7章

年表に見る「し尿と業界」

年月日	関係省庁・業界の動き
<p>明治 ～昭和19年</p>	<p>日本人が固定した便所を使うようになったのは縄文後期以降とされ、米作・焼畑農業で定住するようになったためと言われる。汲取り便所は長く続き、昭和30年代でも大都市で汲取桶の山積み光景が見られた。清掃を業とする者は古くは室町時代からあった。江戸時代の下肥は需要過多で、取扱う問屋も現れ、大名屋敷では下掃除権を入札制にするところもあった。</p> <p>明治に入り5年11月に「東京府下違式註違条例」*が公布されたが、赤痢、コレラ等の伝染病がしばしば大流行したことから、衛生対策の強化が図られ内務省が管轄した。</p> <p>*帝都を清潔に保つため公布。交通、風俗、清掃、衛生など広範な市民生活への規制で、今日の「軽犯罪法」に似たもの。</p> <div data-bbox="901 1194 1455 1646" style="text-align: center;"> </div> <p>出典：『違式註違新例五十五個条図解』（明治5年） 東京都江戸東京博物館所蔵</p> <p>便所は警視庁が構造、管理を所轄。同33年3月には「下水道法」と「汚物掃除法」が制定されている。汚物掃除法では、汚物の掃除義務は個人（第一義務者）と市（第二義務者）に分けられ、第二義務者が第一義務者への監督方法、罰則等を定めた。しかし、し尿の処理は市の義務から除かれた。これは当時、し尿が有価物であったことによる。同年の5月には、汚物取扱業取締規則が制定され、汚物取扱の業を行う者は警視庁の許可を得て、鑑札を携帯することとなった。</p> <p>また業者を統制するため警視庁は東京市内の業者に組合をつくらせ、営業と否とを問わず参加させた。しかし、自用者が反発し抗議大会を開くなどしたため、農家に限っては参加を自由とした。営業者は3つの組合をつくり参加した。</p>